

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>1 民間企業等の個人情報データ活用に関する使用制限の緩和</b>								
01502	八王子市	ヘルスケア産業特区	医療機関において、患者に対する医療を提供するだけでなく、リハビリテーション、そして在宅サービス等を提供し、患者のみならず、これを支える家族及び地域住民に対してトータルライフサポートを提供する「未来型医療機関」としての事業を実施することにより、「医療」を中心として、他産業を含めた地域産業の活性化を図る、「医療のまちづくり」を推進する。 【具体的な事業例】 前提として、医療効果の向上と密接な関わりのある事業とする。 (1)生活支援サービス(買い物代行等) 患者の疾病後の生活支援として、介護保険の日常生活総合支援事業を超えたサービス(医療の専門性を活かしたサービスや、自由度の高いサービス)を求める患者に対し、ワンストップで生活支援サービスを提供する。既存のサービス事業者との連携により、地域包括ケア体制構築につなげる。 (2)農場経営 医療法人が農場を経営することにより、脳卒中、うつ病、認知症患者等のリハビリテーション、就労・社会参加支援を可能とする。さらに、農作物の院内利用、地域住民への直売により地産地消を実現し、地域の遊休農地の有効活用につなげる。 (3)民間企業との共同研究・開発 患者及び家族の認証技術による病院内のセキュリティや徘徊患者のリスクマネジメント、医療情報の一元化、医療機関の知見をフィードバックすることによる医療機器の共同開発等、民間企業と共同でヘルスケア分野における新規システム・製品開発を行う。 (4)医療機関内施設の地域開放 医療機関が所有するアメニティ施設(リハビリ室、温浴施設等)を地域住民への健康増進事業等を通して活用することにより、地域住民の交流拠点とする。	左欄事業例のうち(3)について、共同研究・製品開発を行うためには、診療情報等の個人情報や医療法人と民間企業や研究機関が共有する必要がある。 しかし、個人情報保護法の規制によりこれが制限されている。	・個人情報の保護に関する法律第23条 ・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律	医療機関と守秘義務契約締結をした民間企業や研究機関に対して一部データを共有できるものとする。	個人情報保護委員会	取得した個人データを第三者に提供する場合には、原則として、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。 また、個人情報保護法第23条第4項第3号の規定を満たす場合において、保有する個人データを特定の者と共同利用することは可能である。 なお、個人情報保護法第66条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっている。
07004	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	【規制改革】 予防・未病領域を中心とした、健康関連サービスにおける情報利活用に向けたルール等の整備	文科省・厚生省が定めた指針では、個人の生活記録や健康データ(バイタルデータ、生活習慣、食習慣等)の取得にあたって、同意取得はもとより、有識者等で構成する倫理審査委員会の設置、倫理審査委員会による研究計画書の承認等が明記されていることから、ノウハウや知見を有していない民間企業は取り組むことが困難であり、健康関連サービスの開発・提供を阻害している。	・人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 ・個人情報の保護に関する法律	事業化に向けたデータ取得で、かつ軽微な侵襲・介入である場合は指針の対象外とする等、民間企業が個人の健康データ等を利活用できるルール・基盤整備(事業計画)に関する相談機関の設置 等)を行う。	厚生労働省 文部科学省 個人情報保護委員会	個人情報保護法第66条第1項により、学術研究機関やそれらに属する者が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合、同法第4章の義務規定は適用されないこととなっている。 なお、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」における個人情報の取扱いについては、同指針を所管する文部科学省及び厚生労働省において適切に検討されているものと承知。
07006	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	【新たな仕組みの構築】 疫学研究データの利活用促進	—	個人情報の保護に関する法律	「国民健康・栄養調査」をはじめとする疫学研究データについて、特定の個人を識別できる記述等を削除(匿名化)した上で、個人単位のデータを活用できる環境の整備(全国における利用可能な疫学研究データの収集・公開を行う公的機関の設置 等)を行う。	厚生労働省 個人情報保護委員会 内閣官房	医療分野等の情報を活用した創薬や治療の研究開発の促進に向けて、治療や検査データを広く収集し、安全に管理・匿名化を行い、利用につなげる「代理機関(仮称)」制度を検討しているところであり、当該制度については、来年中を目途に所要の法制上の措置を講ずることとしている。

管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係府省庁	検討要請に対する各府省庁からの回答
<b>2 民泊における防犯体制の構築</b>								
04901	日本民泊セキュリティ委員会	民泊盗撮防止システム	民泊における盗撮防止対策の実施 対策方法 (予防) ・専門家による抜き打ち盗撮器発見調査 ・自己防衛サポート (緊急対応) ・24時間多言語緊急相談窓口の設置 (被害発覚後サポート) ・集団訴訟サポート 「予防、緊急対応、被害発覚後サポート」を切れ目なく実施することにより被害者が泣き寝入りせずに済む安心安全な民泊の実現を目指します。	個人情報保護法第20条(安全管理措置)で「個人情報取扱事業者は個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定められていますが、民泊においてこれが十分に講じられる可能性は大変低いです。民泊における盗撮防止のためには、確実に効果的な措置が実施されるような法整備が必要です。旅館ホテルでも盗撮事件は発生し続けており、十分な措置が講じられているとは言い難い状況です。民泊は旅館ホテルと比較して盗撮が発生しやすい環境にあります。少額の設備投資で参入が可能な民泊は悪意の事業者も容易に参入できてしまいます。また、民泊空間を一度に出入りするのには少数の管理者やゲストです。この少数が悪意の者だった場合、容易に犯行に及ぶことができてしまう環境に民泊はあります。すでに民泊でも盗撮事件は発生しています。緊急の対策が必要です。	個人情報保護法	民泊ホストの民泊盗撮防止システム加入の義務化	警察庁 厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報保護法は、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律です。そのため、事業者が個人情報データベース等を事業の用に供している場合(当該事業者は個人情報取扱事業者となる。)に当該個人情報データベース等を構成する個人データが、例えば、漏えい、滅失又は毀損しないように必要かつ適切な措置を講じなければならない(第20条)等と規律するものであり、今般のように民泊施設において盗撮が行われないことを確保するための規律を設けているものではありません。
04902	日本民泊セキュリティ委員会	民泊盗撮防止システム	民泊における盗撮防止対策の実施 対策方法 (予防) ・専門家による抜き打ち盗撮器発見調査 ・自己防衛サポート (緊急対応) ・24時間多言語緊急相談窓口の設置 (被害発覚後サポート) ・集団訴訟サポート 「予防、緊急対応、被害発覚後サポート」を切れ目なく実施することにより被害者が泣き寝入りせずに済む安心安全な民泊の実現を目指します。	個人情報保護法第20条(安全管理措置)で「個人情報取扱事業者は個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と定められていますが、民泊においてこれが十分に講じられる可能性は大変低いです。民泊における盗撮防止のためには、確実に効果的な措置が実施されるような法整備が必要です。旅館ホテルでも盗撮事件は発生し続けており、十分な措置が講じられているとは言い難い状況です。民泊は旅館ホテルと比較して盗撮が発生しやすい環境にあります。少額の設備投資で参入が可能な民泊は悪意の事業者も容易に参入できてしまいます。また、民泊空間を一度に出入りするのには少数の管理者やゲストです。この少数が悪意の者だった場合、容易に犯行に及ぶことができてしまう環境に民泊はあります。すでに民泊でも盗撮事件は発生しています。緊急の対策が必要です。	個人情報保護法	民泊盗撮防止システム加入済みホストのみ掲載することを仲介サイトに義務化	警察庁 厚生労働省 個人情報保護委員会	個人情報保護法は、個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律です。そのため、事業者が個人情報データベース等を事業の用に供している場合(当該事業者は個人情報取扱事業者となる。)に当該個人情報データベース等を構成する個人データが、例えば、漏えい、滅失又は毀損しないように必要かつ適切な措置を講じなければならない(第20条)等と規律するものであり、今般のように民泊施設において盗撮が行われないことを確保するための規律を設けているものではありません。